

農林水第50号

監第192号

令和2年(2020年)6月18日

各発注機関の長 様

農林水産部長

土 木 部 長

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る
設計変更の解釈について

本県の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更については、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更等について」（令和2年4月23日付け農林水第12号・監第58号通知。以下「4月23日通知」という。）に取扱いを定めたところですが、今般、別添のとおり国土交通省から事務連絡がありました。

つきましては、4月23日通知の解釈について、下記のとおり取り扱うこととしますので、遺漏なく措置されますようお願いいたします。

記

4月23日通知に基づく措置を行うに当たっては、元請企業が行う感染拡大防止対策に係る費用のみならず、下請企業等が行う同費用についても、受発注者間で協議を行い、必要と認められる場合には、設計変更の対象となることを念頭に対応すること。